

2022年度鳥取市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本地域は県東部に位置し、北は日本海に面して千代川河口の東西に砂丘地があり、日本海から山間部まで多様な地域を擁しており、平野部ではひとめぼれ、コシヒカリを中心とした水稲作、近年は、星空舞の作付けが拡大している。また、転換作物としての野菜栽培（白ねぎ・アスパラガス・ブロッコリー）、砂丘地ではらっきょう、甘藷、白ねぎ、中山間地では丘陵地での二十世紀梨等の果樹栽培が盛んに行われてきた。

水田を活用して園芸品目が栽培されているが総じて生産規模が小さく、土地利用型作物では重粘質な土壌条件から湿害を受けやすく作柄が不安定である。近年は、農業従事者の減少・高齢化がより一層進行してきている。それに伴い、中山間地域を中心に耕作放棄地が増加の傾向にある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

水稲栽培が主体の本地域において、排水条件が比較的良好な圃場については、白ねぎ、アスパラガス、ブロッコリー等の需要のある野菜を主体とした高収益作物の導入、野菜の作付けが困難な圃場については排水対策を実施することで、大豆やハト麦の導入を推進し圃場整備された水田での集約的な水稲生産を主体に、麦・大豆の輪作体系を組み込むことで水田の高度利用を高め、規模拡大や作業の分業化により一層の生産コストの低減につなげる。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

ほ場整備された水田は、水田機能を保つことで農地としての生産性を維持し、担い手等への水田の集約と地力増進作物を含めたブロックローテーションを図る、小区画や不整形の水田については、畑地化とともに景観、鳥獣害への緩衝地帯など農地以外の用途も含め、活用方法を検討する。

4 作物ごとの取組方針等

市内の約 5,500ha（不作付地を含む）の水田については、適地適作を基本としながら、需要に応じた作物生産を推進する。主食用米については、JA鳥取いなばによる地域ブランドを前面に出した販売戦略の推進や、独自の販路開拓を目的とした商談等の強化により、安定した出口確保を図るとともに、計画的な作付けを推進する。

地域の特徴を生かした新たな園芸作物について、面的で効率的な作付拡大を誘導し、新たな特産物の産地化を推進する。

土地利用型作物については、担い手農家による作付け、団地化を推進し、大型機械での効率的な作業体系やスケールメリットを活かしたコスト削減、排水対策の推進により収穫量を確保し、収益性の向上を図る。

また、鳥取市が農地中間管理機構の業務を受託し、市内の農地利用集積円滑化団体や、農業委員会と連携した、担い手への農地集積や新規就農の促進による農地利用の効率化、農業の生産性の向上を推進する。

（1）主食用米

- 鳥取県の奨励品種であり県でブランド化をめざす「星空舞」の作付拡大に取り組み農家所得の増大を図る。
- 栽培技術研修会の開催等により、コシヒカリの安定した品質の維持や作柄向上に努めるとともに、夏期高温による米品質の低下を回避するため、中生品種「きぬむすめ」の作付けを拡大する。
- 消費者ニーズの的確な把握を行うことにより、米の販売拡大につなげるとともに地元量販店や飲

食店、ホテル等への販売を強化し、米の地産地消に努め、学校給食等への供給推進により、新たな販路の拡大を進める。

- 環境にやさしい特別栽培米の推進やトレーサビリティ（生産履歴追跡システム）の定着化により、より安全・安心な米の供給体制の構築を進める。

（２）備蓄米

安定した品質・収量が見込める品種により、安定的な収量確保と水田の保全管理を向上させる。

（３）非主食用米

ア 飼料用米

収穫量の増大を図ると共に基本技術の励行により安定した農家所得を確保する。地域流通に全国流通を加え、需要者との契約による安定した販路を確保する。ＳＧＳ飼料用米については農家所得の向上に貢献するものと期待される。

イ 米粉用米

一部地域で作付けされているものの面積拡大には至っていないため、現在の作付け面積を維持しながら需要の拡大と供給拡大に取組み定着させていく。

ウ 新市場開拓用米

国内の需要と供給の動向を注視しながら輸出等も含めた新市場の開拓について検討する。

エ WＣＳ用稲

輸入飼料価格の高騰に伴う畜産農家からの粗飼料の需要増加に対応するとともに、水田の有効活用を図るため、東部地域畜産クラスター計画と連携しながらWＣＳ用稲の生産拡大に取り組む。また、畜産農家のニーズに対応した高品質なWＣＳ用稲を安定的に供給するため、耐倒伏性が強く収量が確保できる品種の作付推進や生育状況に応じた現地指導等により、肥培管理の徹底を図る。

オ 加工用米

現在の作付け面積を維持しながら、需要の拡大と供給拡大に取組み定着させていく。

（４）麦、大豆、飼料作物

ア 麦

健康食材として注目されている、もち麦等の生産に取り組んでおり実需者の需要に対応した生産量を維持するため、排水対策を徹底し収量を確保する。

イ 大豆

担い手を中心とした、生産性が高く持続性のある産地育成を推進するため、団地化、担い手への農地集積・作業受委託を推進する。

指導機関（ＪＡ、農業改良普及所等）による現地指導により、適正な肥培管理を徹底するとともに、湿害対策として額縁明渠や圃場内排水溝の設置により生産性向上を推進する。

麦等との組み合わせによる二毛作により、圃場の効率的な活用と、収益性の向上を図る。

ウ 飼料作物

団地化、担い手の規模拡大の推進、飼料作物同士の二毛作の取組により、安定的な飼料の確保に努める。特に飼料用トウモロコシについては、指導機関（ＪＡ、農業改良普及所等）による現地指導等により栽培管理の徹底及び団地化の推進により安定した収量及び品質の確保を推進する。

また、飼料作物の作付けや堆肥散布等を担う営農集団とコントラクターを育成するとともに、それらを中心とした耕種農家と畜産農家との連携を深め、資源循環等の取組を推進する。

一方、山間地の水田においては、飼料作物の導入による水田放牧の推進により、省力化により不作付地を解消するための取組を強力に推進する。

(5) そば、なたね

そば打ち体験ができる市内の飲食店との契約に基づき、現行の栽培面積を維持するとともに、団地化の推進や排水対策の指導による生産性向上を目指す。

(6) 地力増進作物

労力不足等により作物生産が困難な水田では、地力増進作物の作付による地力増進に努め不作付地の発生を抑制し、重点育成作物等の生産への円滑な移行に向けた準備作物として推進する。

(7) 高収益作物（園芸作物等）

ア 重点振興作物

白ねぎ、アスパラガス、ブロッコリーについては、全地域での重点振興品目として振興プラン等に掲げた取組を推進して作付拡大を図るとともに、研修会や指導会等による技術対策の徹底により品質向上と安定生産に努める。また、アスパラガスについては、鳥取型低コストハウスによる施設化やJA独自のアタック 8・8・8 パイプハウスリース事業を推進することで、より収益率の高い作付体系への誘導を図る。

イ 重点育成作物

ハトムギ、生姜、なす、加工用スイカについては、加工原料としての供給やブランド力の向上を図るため、全地域で重点的に育成していく品目として作付拡大に取り組む。ハトムギについては、団地化や担い手の取組により生産性・収益性の向上をめざし、増産を促しながら、JAが製造販売するハトムギ茶の原料として供給する。

ウ 地域振興作物

たまねぎ、にんじん、やまのいも、ラッキョウ、トマト、きゅうり、イチゴ、メロン、甘長とうがらし、そら豆、ほうれんそう、小豆、蜜源レンゲ、しいたけについては、特定の地域を中心とした栽培が行われている地域特産品であり、学校給食向け、直売所、地元卸売市場等への需要に対応できるよう生産を強化するため、近隣地域への作付け・生産拡大を推進し、産地の拡大を図る。

エ 地域育成作物

枝豆、さといも、ばれいしょ、かぼちゃ、日本梨、柿、菊、ストック、テッポウユリ、はま茶については、特定の地域で栽培が行われている品目であり、地域色を打ち出した特産品として育成し、ブランド化と供給量の増大を図るため、作付け・生産拡大を推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	3013.7		2914.7		3,060.0	
備蓄米	24.4		25		39.1	
飼料用米	105.8		131.3		110.0	
米粉用米	0.3		0.3			
新市場開拓用米						
WCS用稲	133.9		145.7		140.0	
加工用米	5.1		4.6		0.0	
麦	5.2		2.8		6	
大豆	80.3		93.5		90	
飼料作物	128.9		140.0		100	
・子実用とうもろこし			8			
そば	49.8		53.8		47	
なたね	0		0.5		0	
地力増進作物	29.7		28.9		30.0	
高収益作物	207.6		202.5			
・野菜						
白ねぎ	33.6		31.7		35	
アスパラガス	6.4		5.4		9	
ブロッコリー	12		12.2		12	
ハトムギ	9		9.8		22	
しょうが	4.7		5.4		4	
なす	11.0		10.7		12	
加工用スイカ	0.4		0.7		0.5	
たまねぎ	11.9		10.9		12	
にんじん	2.6		2.7		2.3	
やまのいも	0.7		0.7		0.8	
ラッキョウ	2.3		2.4		2.4	
トマト	10.5		9.5		11	
きゅうり	3.7		3.1		4	
イチゴ	2.3		2.6		3	
メロン	1.3		1.2		1.5	
甘長とうがらし	0.7		0.9		1	
そら豆	2		1.5		2	
ほうれん草	4.6		4.4		5	
枝豆	15.6		15.3		12	
さといも	13.3		13.4		16	
ばれいしょ	22.1		20.2		23	
かぼちゃ	14.5		14.2		14.5	
・果樹						
日本梨	1.4		1.4		2	
柿	4.3		4.7		5	
・花き						
菊	2.5		2.7		2	
ストック	0.3		0.3		1	
テッポウユリ	0.7		0.7		1	
・その他高収益作物						
小豆	11.9		12.8		12	
しいたけ	0.9		0.7		1.5	
はま茶	0.4		0.3		2	
その他	12.2		16.3		8	
・蜜源レンゲ	12.2		16.3		8	
畑地化						
合計	3,796.9		3,759.9		3,831.6	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1 1-2	白ねぎ、アスパラガス、ブ ロッコリー	重点振興作物作付助成	作付面積	(令和3年度) 44.83ha	(令和5年度) 56.0ha
2	ハトムギ、生姜、なす、加 工用スイカ	重点育成作物作付助成	作付面積	(令和3年度) 15.47ha	(令和5年度) 30.0ha
3	小豆、たまねぎ、にんじん、やまのいも、 ラッキョウ、トマト、きゅうり、イチゴ、 メロン、甘長とうがらし、そら豆、ほうれ ん草、蜜源レンゲ、しいたけ	地域振興作物作付助成	作付面積	(令和3年度) 39.24ha	(令和5年度) 50.0ha
4	枝豆、さといも、ぼれいしょ、かぼちゃ、 日本梨、柿、はま茶、キク、ストック、 テッポウユリ	地域育成作物作付助成	作付面積	(令和3年度) 30.12ha	(令和5年度) 33.0ha
5	大豆、そば、ハトムギ、 麦、飼料作物（基幹作）	担い手対策助成	作付面積 担い手割合	(令和3年度) 160.99ha 72.0%	(令和5年度) 200.0ha 92.0%
6	大豆、そば、ハトムギ、 麦、飼料作物（基幹作）	団地化推進助成	実施面積 団地化割合	(令和3年度) 82.49ha 39.8%	(令和5年度) 85.0ha 50.0%
7	大豆、そば、麦（基幹作）	生産性向上対策助成	実施面積 実施割合	(令和3年度) 87.90ha 80.3%	(令和5年度) 114.1ha 83.2%

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:鳥取県

協議会名:鳥取市農業再生協議会

整理番号	用途	作期等	単価 (円/10a)	対象作物	取組要件等
1	重点振興作物作付助成	1	35,000円 37,000円*1	野菜(白ねぎ、アスパラガス、ブロッコリー) *1:担い手農家が取り組む場合	対象作物を作付し出荷・販売すること。 ※担い手農家の要件あり ※1圃場につき1回の助成
2	重点育成作物作付助成	1	20,000円	穀類(ハトムギ)、野菜(生姜、なす、加工用スイカ)	対象作物を作付けし、販売すること。 ※1圃場につき1回の助成
3	地域振興作物作付助成	1	17,000円	野菜(たまねぎ、にんじん、やまのいも、ラッキョウ、トマト、きゅうり、イチゴ、メロン、甘長とうがらし、そら豆、ほうれん草)、穀類(小豆)、その他(蜜源レンゲ、しいたけ)	対象作物を作付けし、販売すること。 ※1圃場につき1回の助成 ※蜜源レンゲは契約することなどの要件あり
4	地域育成作物作付助成	1	14,000円	野菜(枝豆、さといも、ばれいしょ、かぼちゃ)、果樹(日本梨、柿)、花卉(菊、ストック、テッポウユリ)、その他(はま茶)	対象作物を作付けし、販売すること。 ※1圃場につき1回の助成 ※永年性作物については、植栽年から4年間(平成31年4月1日から令和5年3月31日までに植栽したもの)
5	担い手対策助成	1	3,000円	大豆、そば、ハトムギ、麦、飼料作物(基幹作)	対象作物を作付けし、販売すること。 ※1圃場につき1回の助成 ※麦、大豆は、農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していることなどの要件あり
6	圃地化推進	1	3,000円	大豆、そば、ハトムギ、飼料作物(基幹作)	対象作物を作付けし、販売すること。 ※1圃場につき1回の助成 ※対象水田で1ha以上の圃地化の取組を行うこと。
7	生産性向上対策助成	1	10,000円	大豆・そば・麦(基幹作)	対象作物を作付し、出荷・販売すること。 ※圃場につき1回の助成 ※排水路に接続し、排水対策を目的とした取組を行うこと

担い手の定義

重点振興作物、担い手助成に規定する担い手とは、農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農または人・農地プランに位置付けられた地域の中心経営体をいう。